

基本診療料の施設基準等に係る届出

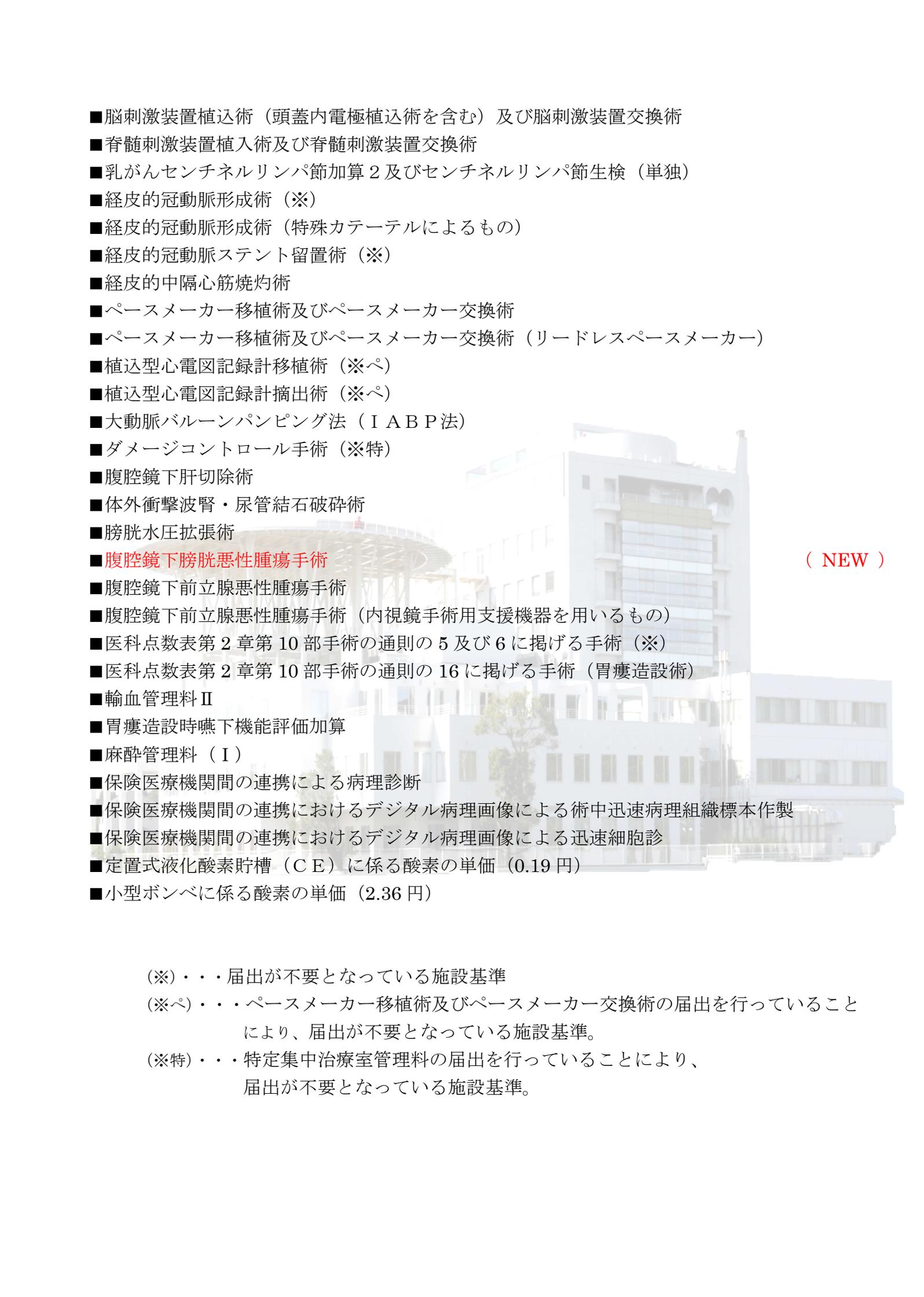
- 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 (※)
- 一般病棟入院基本料 (急性期一般入院料1)
- 救急医療管理加算
- 臨床研修病院入院診療加算 (※)
- 超急性期脳卒中加算
- 診療録管理体制加算1
- 医師事務作業補助体制加算2 (30対1補助体制加算)
- 50対1急性期看護補助体制加算
- 看護職員夜間16対1配置加算1
- 療養環境加算
- 栄養サポートチーム加算
- 医療安全対策加算1
- 医療安全対策地域連携加算1
- 感染対策向上加算1
- 上記に係る指導強化加算
- 抗菌薬適正使用支援加算
- 患者サポート体制充実加算
- 後発医薬品使用体制加算1
- 一般名処方加算 (※)
- データ提出加算2及び4 (イ)
- 入退院支援加算1 (イ)
- 上記に係る地域連携診療計画加算
- 上記に係る告示注7入院時支援加算
- 認知症ケア加算3
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 精神疾患診療体制加算1
- 地域医療体制確保加算
- 特定集中治療室管理料3
- 特定集中治療室管理料3の注5に掲げる早期栄養介入管理加算
- ハイケアユニット入院医療管理料1
- ハイケアユニット入院医療管理料1注4に掲げる早期栄養介入管理加算
- 回復期リハビリテーション病棟入院料1
- 上記に係る体制強化加算1
- 看護職員処遇改善評価料

- 入院時食事療養 (I)
- 食堂加算 (食事療養)

(※)・・・届出が不要となっている施設基準

特掲診療料の施設基準等に係る届出

- 外来栄養食事指導料の注3に規定する基準
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- がん患者指導管理料ハ
- 二次性骨折予防継続管理料1
- 二次性骨折予防継続管理料2
- 二次性骨折予防継続管理料3
- 院内トリアージ実施料
- 夜間休日救急搬送医学管理料（※）
- 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算1
- 外来腫瘍化学療法診療料1
- 開放型病院共同指導料
- 薬剤管理指導料
- 地域連携診療計画加算
- 医療機器安全管理料1
- 検体検査管理加算（IV）
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ヘッドアップティルト試験
- 長期継続頭蓋内脳波検査
- 神経学的検査
- 画像診断管理加算1** (NEW)
- コンピューター断層撮影（CT撮影）（16列以上64列未満）
- 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）（1.5テスラ以上3テスラ未満）
- 大腸CT撮影加算（※）
- 外来化学療法加算1
- 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料（I）
- 上記に係る初期加算
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- 上記に係る初期加算
- 運動器リハビリテーション料（I）
- 上記に係る初期加算
- 呼吸器リハビリテーション料（I）
- 上記に係る初期加算
- がん患者リハビリテーション料
- 集団コミュニケーション療法料
- 硬膜外自家血注入
- 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1）
- 上記に係る導入期加算1
- 上記に係る透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 上記に係る下肢末梢動脈疾患指導管理加算

- 
- 脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む）及び脳刺激装置交換術
 - 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
 - 乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）
 - 経皮的冠動脈形成術（※）
 - 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
 - 経皮的冠動脈ステント留置術（※）
 - 経皮的中隔心筋焼灼術
 - ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
 - ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
 - 植込型心電図記録計移植術（※ペ）
 - 植込型心電図記録計摘出術（※ペ）
 - 大動脈バルーンパンピング法（I A B P 法）
 - ダメージコントロール手術（※特）
 - 腹腔鏡下肝切除術
 - 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
 - 膀胱水圧拡張術
 - 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術**
 - 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
 - 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
 - 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術（※）
 - 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術（胃瘻造設術）
 - 輸血管管理料Ⅱ
 - 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
 - 麻酔管理料（Ⅰ）
 - 保険医療機関間の連携による病理診断
 - 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製
 - 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診
 - 定置式液化酸素貯槽（C E）に係る酸素の単価（0.19 円）
 - 小型ポンペに係る酸素の単価（2.36 円）

（ NEW ）

（※）・・・届出が不要となっている施設基準

（※ペ）・・・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術の届出を行っていることにより、届出が不要となっている施設基準。

（※特）・・・特定集中治療室管理料の届出を行っていることにより、届出が不要となっている施設基準。